

建設キャリアアップシステム活用試行工事 実施要領

1. 目的

公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善等に配慮することが求められている。

本要領は、CCUS 活用モデル工事の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- CCUS： (一財)建設業振興基金が運営する、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるためのシステム。
- 事業者登録： 当該 CCUS 活用モデル工事の元請事業者が CCUS に事業者登録を行うこと。
- カードリーダー： CCUS の技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末のこと。
- 現場利用料： CCUS の技能者の就業履歴情報の登録(カードタッチ)ごとに発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用のこと。
- 下請事業者： 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。
- 技能者： 元請及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者(一人親方を含む)をいう。
- CCUS登録事業者： 元請及び下請事業者のうち、(一財)建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- CCUS登録技能者： 技能者のうち、(一財)建設業振興基金に対し、

技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

- 登録事業者率： $CCUS$ 登録事業者の数／下請事業者の数
- 登録技能者率： $CCUS$ 登録技能者の数／技能者の数
- 就業履歴蓄積率： 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- 計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- 平均登録事業者率： 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- 平均登録技能者率： 登録技能者率の測定日における登録技能者率の平均値をいう。
- 平均就業履歴蓄積率： 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3. CCUS活用試行工事

(1) 対象工事

佐賀県県土整備部が発注する工事（営繕工事を除く、予定価格1億円以上）のうち、特記仕様書において発注者が指定する工事を対象とする。

(2) 実施方法

CCUS活用試行工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする

受注者は、契約の締結後、施工計画書提出の前までに、CCUS活用の希望の有無を工事打合簿にて監督員に提出するものとする。

(3) 試行内容

(1)の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの基準を指定するものとする。

指標	基準
平均登録事業者率	70%
平均登録技能者率	60%
平均就業履歴蓄積率	30%

(4) 基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(2)に掲げる各指標に係る基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

(5) 未達成項目の報告

受注者が(2)に掲げるいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合は、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に報告させるものとする。

(6) 工事成績評定

本要領に基づく CCUS 活用については、工事成績評定の対象としない。

(7) CCUS 活用に係る費用

CCUS 活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とし積算する。

①カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器の OS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000 円/台 (税抜)	当該工事現場に設置する数 (1 工事あたり 2 台を上限とする)
i OS	30,000 円/台 (税抜)	

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。

また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコンやタブレット等）の設置費用や通信費は計上しない。

②現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUS へのシステム登録（事業者登録、管理者 ID 登録、技能者登録）のための費用は計上しない。

（8）特記仕様書への明示

CCUS 活用試行工事の対象工事は、その旨、特記仕様書に明記するものとする。

附則 （R4.8.30 建設技第 1499 号）

この要領は、令和 4 年 9 月 1 日以降公告される工事から適用する。